

社会福祉法人平成会役員及び評議員等の報酬等に関する規程

第1章 総 則

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人平成会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員、評議員選任、解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、並びに評議員選任・解任委員を含めて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、退任慰労金であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

第2章 報 酬 等

(報酬)

第3条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任、解任委員会へ出席した場合は、次の通り報酬を支払うことができる。但し、事業の職員を兼務する者が勤務時間内に行った会議の場合は、これを支給しない。

日 額 11,000円

2. 役員等が会議以外の日に、理事長の命を受け、法人業務又は事業の運営に必要な業務に携わった場合は、次の通り報酬を支払うことができる。但し、事業の職務を兼務する者が勤務時間内に行った場合は、これを支給しない。

日 額 11,000円

(報酬等の辞退)

第4条 役員等の報酬を役員等が辞退した場合、これを拒まない。

(退任慰労金)

第5条 役員等が退任するにあたって次のように退任慰労金を支払うことができる。

- (1) 在職期間5年以上 50,000円
- (2) 在職期間10年以上100,000円

(退任慰労金の辞退)

第6条 役員等が退任慰労金を辞退した場合は、これを拒まない。

第3章 費用

(旅費)

第7条 役員等が法人業務のために出張する場合は、次の通り報酬及び旅費を支払うことができる。

2. 交通費は移動に必要な交通手段に要した費用を支払うことができる。
3. 宿泊費は、宿泊に伴う室料、朝食、夕食、その他付随する税及びサービス料を、宿泊数に応じて支払うことができる。
4. 宿泊日当は、1日あたり、10,000円を支払うことができる。
5. その他、出張に支出した諸経費は、その用途を明記した領収証をもって実費を支給することができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合は、社会福祉法人平成会理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。